

議員発案第 1 号

三条市議会委員会条例の一部改正について

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年3月22日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 佐藤和雄

記

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三条市議会委員会条例（平成17年三条市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「9人」を「8人」に改め、同項第2号中「9人」を「7人」に改め、同項第3号中「8人」を「7人」に改める。

第4条第2項及び第7条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

議員発案第 1 号参考

三条市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 9人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ サービスセンターの所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 公平委員会の所管に属する事項
- ク 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- ケ 教育委員会の所管に属する事項
- コ 消防本部の所管に属する事項
- サ その他他の委員会の所管に属さない事項

(2) 市民福祉常任委員会 9人

- ア 市民部の所管に属する事項
- イ 福祉保健部の所管に属する事項

(3) 経済建設常任委員会 8人

- ア 経済部の所管に属する事項
- イ 建設部の所管に属する事項
- ウ 農業委員会の所管に属する事項

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、9人とする。